

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
吉 岡 輝 彦	鳥国医第四、三二四号	平成三年七月十二日
熊 田 真 樹	鳥国医第四、三二五号	"
中 村 由 美 子	鳥国業第七八六号	"
景 井 美 子	鳥国業第七八七号	"

鳥取県告示第六百二十五号

昭和六十一年鳥取県告示第二百五十三号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

平成三年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

実技試験の表中

油 圧 装 置 調 整	一 万 五 百 円
縫 製 機 械 整 備	

油 圧 装 置 調 整	特 級 一 万 二 千 五 百 円
縫 製 機 械 整 備	一 級 及 び 二 級 一 万 五 百 円
	一 万 五 百 円

円 を

に、

婦 人 子 供 服 製 造

九 千 円

を

婦

人 子 供 服 製 造

特 級 一 万 二 千 五 百 円

一 級 及 び 二 級 九 千 円

に 改 め る。

鳥取県告示第六百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、四王寺土地改良区の定款の変更を平成三年八月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ

り告示する。

平成三年八月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型	式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	メルヘンランド		豊丸産業株式会社
"	スロトマシン1		"
"	セゾンスター		"
"	スーパーマシン		"
"	エキサイトカムカム2 —AW		株式会社ニューギン
"	エキサイトカムカム— AW		"
"	どっつあんです		"
"	ドリーム・ジャンボ1		奥村遊機株式会社
"	いらっしやい		"
"	ジャンボスライダー		"
"	ジェットスピナー		株式会社平和

"	パオキングKIDII	"
"	キーカス	有限会社銀座